

●香川県告示第223号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

兵庫県神戸市中央区磯辺通1-1-39
 泰和株式会社 代表取締役 榮川 政彦

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市昭和町2丁目2番1号
 泰和株式会社 坂出工場

(3) 変更しようとする事項の内容

合併処理浄化槽（7人槽）を設置し、処理後の排水を新設の排水口から排出するとともに、雨水専用の排水口を3箇所設置する。

(4) 特定施設に関する事項

変更無し。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(6) 排出水の汚染状態及び量

| 区 分 | | 第 4 排 水 口 | |
|-----------|----------------------------|-----------|---------|
| 排水 | 項 目 | 通 常 | 最 大 |
| の汚染 状態 | 水素イオン濃度 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/l) | 20 | 30 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 30 | 40 |
| | 浮遊物質 量 (mg/l) | 30 | 40 |
| | 窒素含有量 (mg/l) | 60 | 120 |
| | りん含有量 (mg/l) | 8 | 16 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 1,000 | 3,000 |
| 排水の量 | (m ³ /日) | 1.4 | 1.4 |

他に排水口が4箇所（雨水専用3箇所）ある。

(備考) 合併処理浄化槽の設置により、第4排水口において排水の量及び汚濁負荷量が増加するが、第1排水口から排出している工程排水等の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年5月9日から同月30日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境交通課